

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置（条例減額制度）の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税並びに税負担急増土地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>・特例措置の内容 現行の負担調整措置を前提に、以下の特例措置の適用期限を3年間延長する。 （商業地等に係る減額措置） 商業地等の固定資産税等の負担調整措置において一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることを可能とする。</p> <p>（税負担急増土地に係る減額措置） 住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することを可能とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第21条、第27条の4 地方税法附則第21条の2、第27条の4の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲20,226) [平年度] — (▲20,226) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 土地の有効利用の促進を通じた地域活性化、都市再生</p> <p>(2) 施策の必要性 平成20年後半以降、景気後退に伴って企業収益等が低迷している中、我が国の重要課題である都市再生、地域活性化を促進するためには、商業地において事業を行う際のコスト軽減を図ることが必要である。このため、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により、商業地の負担水準の上限を60～70%の範囲で引き下げることを可能とする制度、及び固定資産税の負担の上昇幅を1.1以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を存置し、特に税負担感の高い商業地等における負担軽減を図ることによって、都市再生、地域活性化や土地の有効利用を促進することで、資産デフレからの脱却を確実なものとし、デフレからの着実な回復と経済再生の実現を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	都市再生・地域再生を推進する (地方公共団体によって条例減額制度を導入する目的が異なるため、数値指標・数値目標の設定には馴染まない。)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	都市再生・地域再生を推進する (地方公共団体によって条例減額制度を導入する目的が異なるため、数値指標・数値目標の設定には馴染まない。)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において適用が見込まれる。 (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において適用が見込まれる。 ※地方公共団体へのアンケート調査(平成26年7月実施)による。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本制度は、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地域再生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (平成25年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 10 地方公共団体において実施 (平成25年度) ※地方公共団体へのアンケート調査 (平成26年7月実施) による。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>都市再生・地域再生を推進する (地方公共団体によって条例減額制度を導入する目的が異なるため、数値指標・数値目標の設定には馴染まない。)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成18年度 延長 平成21年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成24年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置)</p>
<p>ページ</p>	<p>18—3</p>